

令和8年度 太平小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「太平小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示します。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
 - 児童、教職員の人権感覚を高めます。
 - 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
 - いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。そのための対応の基本を（さ）最悪の事態を想定して、（し）慎重に、（す）素早く、（せ）誠意をもって、（そ）組織的に対応するとしていきます。
 - いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます
 - 児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めます。
- （参考）いじめ防止対策推進法第23条第6項
- 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。（いじめ防止対策推進法第2条より）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- ・学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたります。
- ・成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別します。
- ・「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していきます。
- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底します。
- ・いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認します。加えて、加害児童生

徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行います。

- ・いじめの解消の判断は、被害児童及び保護者事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行います。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針最終改定平成29年3月14日P30 31】

2. 子どもの権利条例の理念を踏まえた取組

- ・子どもの意見表明権を重視した主体的な取組として、子ども一人一人がいじめの問題を考え、意見を述べ合うなど主体的な活動（いじめをなくす標語づくりなど）に取り組む。
- ・子どもがいじめのない安心して生活できるような学習・生活環境づくり（太平小の学びの基本、生活のきまりに基づいた指導など）を行う。

3. いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成や成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかかけがない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で発達段階に合わせて指導する。特に、何がいじめなのかをしっかりと理解させるとともに、いじめられている子どもの気持ちを理解させる。また、いじめる側の子どもの指導、支援もきめ細かに行い、再発防止に努める。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることもあわせて指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業や活動を日々行い、自己肯定感、自己有用感をはぐくむ。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育をはじめとする心の教育と学級指導の充実に取り組む。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

<学校全体として>

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を位置付ける。
- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査（市教委実施1回を含む）年2回実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会でを行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うこと（教育基本法第10条の規定）や、児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

<ネットいじめの未然防止>

- ・児童・保護者にネット環境の情報を伝え、ネットでのいじめの特徴の注意喚起をする。
- ・他のいじめと同じように、社会で許されないことはネット上でも許されることはないことを児童に伝える。
- ・教育課程に位置づけられた情報モラル教育を充実させる。

4. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

いじめの防止等の対処マニュアルの作成について

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を参考として、いじめの疑いを把握した場合の対処マニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にします。

<早期発見にむけて…「変化に気付く」>

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。また、声をかけた子どもの反応が「大丈夫」と疑いを否定するような反応であっても、他の教職員と情報を共有する。
- ・アンケート調査等を活用し、児童のかかわっているあらゆる集団の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・授業中を含め、登下校、休み時間、放課後の見守りなどのいじめを受けているとされる子どもやいじめを知らせてきた子どもの安心・安全を確保する。いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励まし、心のケアを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。また、その対応について教育委員会に相談し助言をもとめるかどうかを判断する。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。家庭訪問など直接保護者と会って事実関係をその日のうちに迅速に伝える。対応策について丁寧に説明し、了承を得る。

5. 学校いじめ防止対策組織の校内体制・組織について

1 学校いじめ対策組織の構成員について

- ・組織の責任者は校長としいじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下行う。
- ・構成員は、管理職、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係の教職員とする。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。
- ・いじめの疑いを把握した場合、速やかに対応。構成員全員がそろわない場合でも出席可能な構成員のみで会議を開催する。また、その場合、定例の会議で再度確認する。
- ・校長が不在時は教頭がその代理を務める。また、万が一、校長教頭共に不在の場合は、主幹教諭が代理を務める。必ず責任者である校長に報告し決裁を得る。
- ・構成員がやむを得ず会議に参加できない場合、会議日以外に個別に意見を求める。
- ・役割として、「学校基本方針」に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成と実行、検証及び修正を行う。また、いじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・いじめの相談、疑いがあった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校基本方針に基づく年間計画の作成
いじめ疑いに関する情報、子どもの問題行動の情報を教職員で共有するための収集
- ・学校独自で行う「いじめアンケート」年2回の実施（作成 集約 分析 改善策）
- ・子どもの命を守る見守る月間の計画・実施
- ・11月実施 市教委いじめや調査に関すること（配付 集約 分析 改善策）
- ・学校基本方針の見直し、計画の見直し

2 学校いじめ対策組織の会議について

- ・学校いじめ対策組織の会議の開催予定日を「年間計画」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- ・毎月の会議でいじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。
- ・学校いじめ対策組織の会議録を作成し校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ・校内学びの支援委員会や生徒指導委員会等の校務組織が学校いじめ対策組織を兼ねている場合には、その旨を方針に明記し、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。
- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- ・いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・いじめの解消の判断は、いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえてとの面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

6. 教育委員会、関係機関、家庭、地域、警察との連携について

- ・いじめの重大事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。
- ・必要に応じて、警察、児童相談所、教育センター、医療機関、民生児童委員、区家庭児童相談員等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA、学校評議員会、学校関係者評価委員会や中学校区健全育成会、地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。
- ・学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

*重大事態とは

- ・児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・相当の期間（年30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告や調査に当たる。

個別の対応状況に関する記録及び引継について

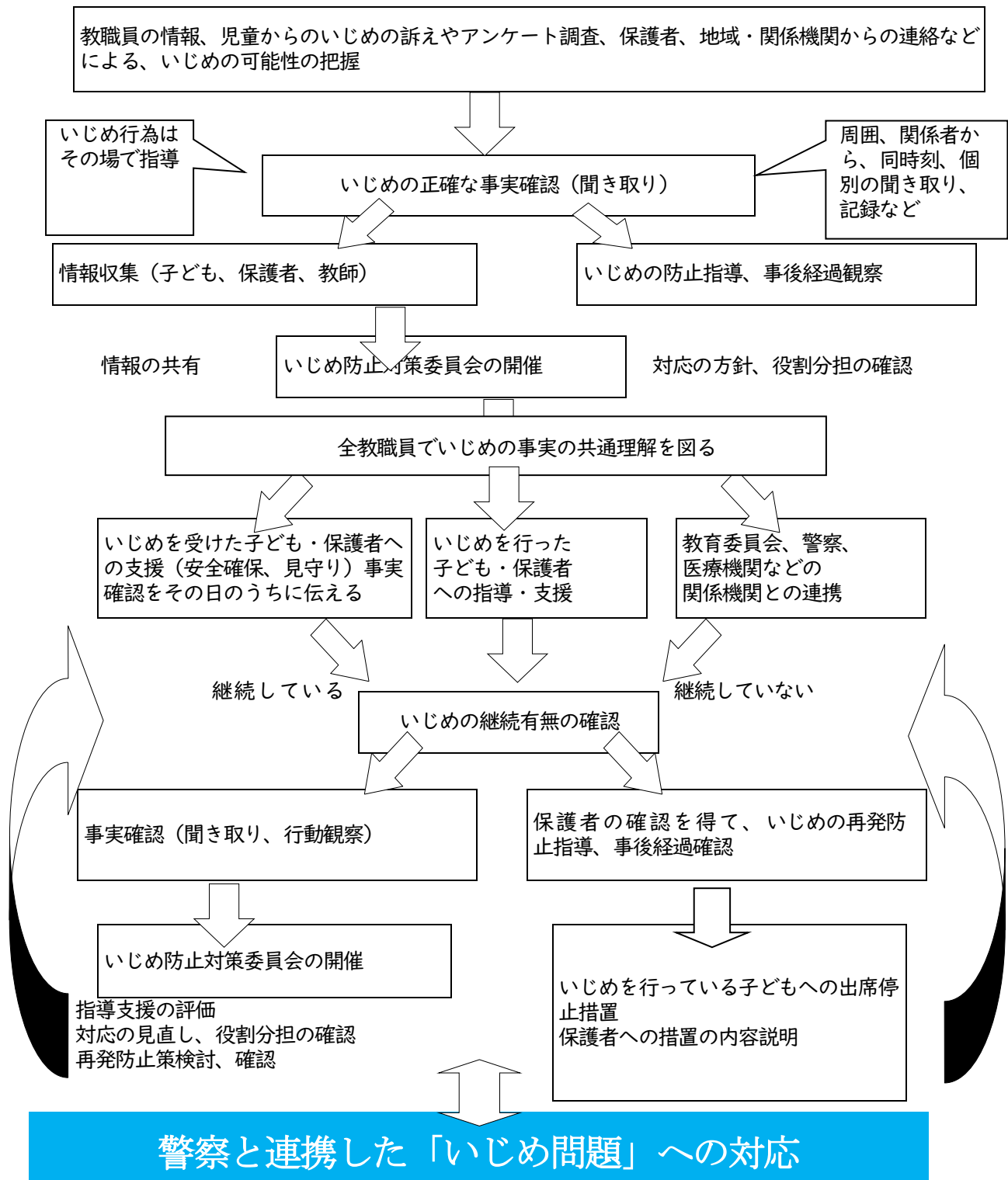
- ①いじめに関する個別の対応状況に関する記録は、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ②悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

法に基づくいじめの防止対策を徹底するための仕組の構築について

学校と教育委員会が連携して、法に基づく取組を適切に実施するために、以下の仕組を構築する。

- ①いじめの認知、解消の状況、対応の状況の件数の教育委員会への報告は、毎年3月に発出される「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」の内容項目に合わせて情報を一元化した新たな様式を用いる。
- ②毎年3月に作成を依頼している「生徒指導年間計画（様式変更予定）」に、学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査（学校独自アンケートも含む）・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組などを記載し、4月に教育委員会に報告する。
- ③②の計画の実施状況及び①の計画の実施状況及び毎月開催する学校いじめ対策組織の会議で確認したいじめの認知件数等いじめの認知件数等を取りまとめ、年に4回（8月：4～7月分、1月：8～12月分、4月：4～3月分のまとめ・①にある国の調査票）国や教育委員会に報告する。
- ④各種報告様式の提出は後日提示される様式で行う。
- ⑤学校から提出した各種報告様式を基に、教育委員会から学校に対して行われる支援・助言を受ける。

7. 本校 いじめ防止基本方針に基づく組織的ないじめ対応の流れ



□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第202条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行う。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
<ul style="list-style-type: none">○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築する。○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行う。○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。	<ul style="list-style-type: none">○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行う。○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行う。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明する。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者に協力を依頼する。